

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定ガイダンス

厚生労働省から公開されていない情報については、自治体に対しても示されていないため、奈良県にお問い合わせいただいてもお知らせすることができませんので、ご了承ください。

追加の情報が示され次第、随時更新いたします。

サービス横断

(特に届出が必要と想定される内容についてお知らせしています。)

医療連携体制加算 (加算の見直し)

対象：重度障害者包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

医療的ケアを要するなどの「看護職員の手間の違い」に応じて評価を行います。また、医師（主治医）からの指示について明文化されます。

居住支援連携体制加算 (加算の新設)

対象：自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

障害者の居住先の確保及び居住支援を充実させる観点より連携体制の構築が評価されます。

ピアサポート体制加算 (加算の新設)

対象：自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

一定の要件を設けた上でのピアサポートの体制が評価されます。

福祉・介護職員処遇改善 (特別) 加算 (加算の見直し)

対象：全サービス (就労定着支援、自立生活援助、相談支援を除く)

現行の (IV)、(V) 及び特別加算が廃止されます。ただし、令和 3 年 3 月末時点で (IV)、(V) 又は特別加算を算定している場合、令和 3 年度のみ引き続き算定が可能です。詳しくは、「令和 3 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出書等の提出について(4 月 15 日〆切) (<http://www.pref.nara.jp/item/245846.htm#itemid245846>)」をご確認ください。

各サービスの留意事項

(特に人員基準の変更や届出が必要と想定される内容についてお知らせしています。)

- ・訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援)
- ・日中活動系 (療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練)
- ・施設系・居住支援系 (施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助)
- ・就労系 (就労移行支援、就労継続支援 (A 型、B 型)、就労定着支援)
- ・相談系 (地域移行支援、地域定着支援)

参照：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000734440.pdf>
厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（以下、「概要」と言う。）

訪問系（抜粋）

従業者要件にかかる経過措置（経過措置の延長）

以下の経過措置について、令和5年度末（令和6年3月31日）まで延長されます。
延長期間内に必要な研修を修了させる等、取り組みを進めてください。
（概要23～24ページ）

対象：同行援護

盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置

対象：行動援護

介護福祉士や実務者研修修了者を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置

日中活動系（抜粋）

常勤看護職員等配置加算（加算の見直し）

対象：生活介護

現行の（I）（II）に（III）が追加されます。（概要25～27ページ）

重度障害者支援加算（加算の見直し）

対象：生活介護

加算の区分（I）（II）が創設され、算定期間が延長されます。（概要27～28ページ）

日中活動支援加算（加算の新設）

対象：医療型短期入所

相談支援専門員が作成する各利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動が必要とされる場合、専門職等を配置したうえで専門職が日中活動支援を実施することについて評価されます。（概要31ページ）

施設系、居住支援系（抜粋）

口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算（加算の創設）

対象：施設入所支援

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等を評価する加算です。（概要31～32ページ）

重度障害者支援加算（加算の見直し）

概要は以下のとおりです。（概要34～35ページ）

対象：施設入所支援

加算算定期間が延長され、単位数の見直しがあります。

対象：共同生活援助

加算の区分（I）（II）が創設され、障害支援区分 4 以上の強度行動障害を有する者が算定対象に追加されます。

夜間支援等体制加算（加算の見直し）

対象：共同生活援助

現行の（I）（II）（III）に（IV）（V）（VI）が追加され、より手厚い支援体制を評価します。また、障害支援区分ごと、人数ごと等で加算の区分が細分化されます。（概要 36 ページ）評価の内容は概要の別紙 3（130～137 ページ）をご確認ください。

地域生活支援員とサービス管理責任者の兼務（省令改正、報酬算定要件の見直し）

対象：自立生活援助

省令の改正により、地域生活支援員とサービス管理責任者の兼務が可能となりますが、その場合、基本報酬の算定にあたっての地域生活支援員の人数は、1 人につき 0.5 人とみなして算定します。（概要 37 ページ）

就労系（抜粋）

報酬算定に係る実績（報酬の特例措置）

対象：就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型、就労定着支援

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 3 年度のみ、報酬算定に係る実績の算出について、令和元年度又は令和 2 年度の実績を用いないことが可能です。算定に用いることができる年度は、概要の 39～40 ページをご確認ください。

基本報酬の決定に係る実績の評価の見直し（報酬の見直し）

サービスごとの概要は以下のとおりです。

対象：就労移行支援

一般就労への高い移行実績を実現する事業所を評価する単位数の見直しの他、就労定着率の算出について、直近 1 年度の実績から直近 2 か年度の実績に改定されます。（概要 41～42 ページ）

対象：就労継続支援 A 型

現行の「1 日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な生き方」「支援力向上」「地域連携活動」の総合評価をもって実績とする「スコア方式」となります。

また、省令改正により、おおむね一年に一回以上、「スコア方式」による自己評価の結果を公表することが義務となり、公表を行わない場合、創設される「自己評価未公表減算」が適用されます。減算

の時期など詳しい取り扱いについては、厚生労働省より別途示されますのでご確認ください。（概要 45～46 ページ）

【R3.4/2 更新】なお、評価点の算定にあたり、「多様な働き方」については、労働条件や制度等を就業規則等に定める必要があります。令和 3 年度の届出の際には就業規則等の写しの提出は求めませんが、個別に県より提出の要請を行った際には提出をお願いいたします。また、令和 3 年度に評価点を算定する場合、令和 3 年 3 月 31 日までの日付で就業規則等が変更されている必要があります。ご注意ください。また、令和 4 年度の届け出の際には、就業規則等の写しの提出を求める予定です。あらかじめご了承ください。

対象：就労継続支援 B 型

現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択することとなります。選択した報酬体系は年度の途中で変更できません。また、「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系は、8 段階の区分に見直されます。詳しい取り扱いについては、厚生労働省より別途示されますのでご確認ください。（概要 48～49 ページ）

対象：就労定着支援

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月 1 回以上提出することが要件となります。また、基本報酬の区分が細分化されます。詳しい取り扱いについては、厚生労働省より別途示されますのでご確認ください。（概要 44 ページ）

移行準備支援体制加算（II）（加算の廃止）

対象：就労移行支援

加算を廃止し、一般就労への高い移行実績を実現する事業所の評価として、見直し後の基本報酬に反映されます。詳しい取り扱いについては、厚生労働省より別途示されますのでご確認ください。（概要 41 ページ）

就労移行支援体制加算（加算の見直し）

対象：就労継続支援 A 型、B 型

実績による基本報酬の各区分に応じた区分に細分化されます。詳しい取り扱いについては、厚生労働省より別途示されますのでご確認ください。（概要の別紙 5 141～146 ページ）